

条例の制定・一部改正

伊田小学校地域の拠点に

●黒潮町立小学校設置条例の一部改正

現在休校となっている伊田小学校について、同校区の4地区からの要望に応え、あつたかふれあいセンター事業を導入し、地域の拠点となるよう校舎の有効利用をめざし伊田小学校の廃校手続きを進めるための、条例の一部改正。 **可決(全員)**

Q 宮地葉子議員

学校は、地域に特別なものだと思うが、地域の住民には十分な説明はできているのか。

また、有効活用という点では、あつたかふれあいセンターもあるが、その他の活用についても考えているか。

A 藤本教育次長

休校中の伊田小学校へあつたかふれあいセンターについては、数年前から地元住民を交えての検討を進めてきていた。

それに基づき、今年8月に4地区の区長から、あつたかふれあいセンターの事業を導入して地域の拠点とし、有効活用するために廃校手続きをする要望書を頂いている。これにより、この条例を改正するもの。

今後の小学校の有効活用については、担当課で要望をお聞きしながら、地域の皆さんと一緒に考えていくこととしている。



今後の活用が期待される伊田小学校

●一般職の給与に関する条例の一部改正

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正

化等図るための関係法律の整備に関する法律が、令和元年6月14日に公布され、法律の中で地方公務員法の一部が改正されたため条例改正となるもの。 **可決(全員)**

●技能職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正

地方公務員法の一部が改正されたため、条例改正となるもの。 **可決(全員)**

●特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正

選挙等の円滑な執行を図るため、国が負担する経費で地方公共団体に交付するものの基準を改定する事項があり、この法律の一部に準じ条例を改正し、選挙長や投票票などの管理者および立会人などの職務の為に要する経費の額を引き上げ、法律に準じる額に改定するもの。 **可決(全員)**

●企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正

地方公務員法の一部(給与の種類)の法律番号が二重に記載されていた

新庁舎窓口の二コマ



ため、これを削除するものが改正されたためのも。

●会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例

一般職の会計年度任用職員制度を創設し、任用、服務規律等の整備を図るとともに、特別職非常勤職員および臨時的任用職員の任用要件の厳格化を行なうもの。 **可決(全員)**